

浜田市旭温泉あさひ荘  
指定管理者募集要項

平成 30 年 10 月  
浜田市旭支所産業建設課

## 目 次

第 1	施設の概要	1
第 2	指定管理者が行う管理の基準	1
第 3	指定管理者が行う業務の範囲	1
第 4	指定期間	1
第 5	経理に関する事項	2
第 6	モニタリングに関する事項	4
第 7	リスク・責任分担に関する事項	4
第 8	応募資格に関する事項	6
第 9	募集・応募に関する事項	7
第 10	選定・協定締結に関する事項	10
第 11	指定までのスケジュール	13
第 12	添付資料	13
第 13	問い合わせ先	13

## 第1 施設の概要

---

1	名 称	浜田市旭温泉あさひ荘
2	所 在 地	島根県浜田市旭町木田 954 番地 3 ※別紙1 浜田市旭温泉あさひ荘 位置図参照
3	敷 地 面 積	3,578.00 m <sup>2</sup>
4	延 床 面 積	520.71 m <sup>2</sup> (本館：217.25 m <sup>2</sup> 、休憩棟：173.04 m <sup>2</sup> 、渡り廊下 15.20 m <sup>2</sup> 、 駐輪場 21.24 m <sup>2</sup> 、木質チップボイラ及びサイロ・スロープ 93.98 m <sup>2</sup> )
5	建 物 構 造	本館：木造平家建、休憩棟：木造平家建、駐輪場：アルミ製平家建
6	施 設 内 容	本館：玄関ホール、ロビー、事務室、男女浴室、男女脱衣室 外 休憩棟：ロビー、休憩所 2 室 (和室 8 畳、和室 17.5 畳) 木質チップボイラ及びサイロ・スロープ、駐輪場、駐車場 (10 台) ※別紙2 浜田市旭温泉あさひ荘 参考画像参照
7	開 設 年 月	平成 26 年 8 月
8	施 設 所 管 課	旭支所産業建設課

## 第2 指定管理者が行う管理の基準

---

浜田市旭温泉あさひ荘条例（平成 25 年条例第 38 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定によるもののほか、規則等で定める管理の基準に従って浜田市旭温泉あさひ荘（以下「あさひ荘」という。）の管理を行わなければなりません。

## 第3 指定管理者が行う業務の範囲

---

- 1 あさひ荘の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- 2 あさひ荘の維持管理に関する業務
- 3 その他あさひ荘の運営に必要な業務

※指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）の詳細については、浜田市旭温泉あさひ荘指定管理業務仕様書をご覧ください。

## 第4 指定期間

---

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (3 年間)

※指定期間中であっても、本施設の管理運営を継続することが適切でないと認められるときは、指定管理者に対し、指定の取り消しをすることがあります。

## 第5 経理に関する事項

---

### 1 事業収支に関する考え方

#### (1) 指定管理料 (A)

「施設管理・運営費用 (C)」から「施設運営収入 (B)」を減じた額として、提案いただいた金額を指定管理料として支払います。指定管理料は、市が指定する上限額(以下「基準価格」という。)の範囲内で提案してください。

(基準価格を超える申請を行った申請者は失格とします。)

※別紙2 浜田市旭温泉あさひ荘 収支概要 参照

**※ 指定管理料 (A) = 施設管理・運営費用 (C) - 施設運営収入 (B)**

#### (2) 施設運営収入 (B)

##### ア 利用料金

条例に規定する利用料金は、指定管理者の収入として取扱います。利用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めるものとします。なお、消費税法(昭和63年法律第108号)による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)による地方消費税(以下「消費税等」という。)は、利用料金の内税として取扱います。

また、規則等に規定する利用料金の減免や、収受した利用料金の還付も指定管理者が行います。なお、市は利用料金の減免・還付に係る利用料金相当額の負担は行いません。

指定管理者は、指定期間中に指定期間以後の使用に係る利用料金を預かった場合は、次期指定管理者にその利用料金を支払うこととします。

現在の利用料金を下回る利用料金を定める場合は、指定期間開始前に当該指定期間の使用許可を受けていた使用者に対し、改定前後の利用料金の差額を還付することとします。

現在の利用料金を上回る利用料金を定める場合は、指定期間開始前に当該指定期間の使用許可を受けていた使用者に対し、従前の利用料金で使用させることとします。

##### イ その他の収入

指定管理者は、あさひ荘の指定管理業務の枠内で、施設の空きスペース等を活用した物販等事業収入や広告事業収入など、利用者サービスの向上や指定管理料削減につながる事業及び収入を提案することができるものとします。

ただし、施設を物販や広告掲載等に使用する場合は、行政財産の目的外使用となるため、市の許可及び使用料の納入が必要となります。

#### (3) 施設管理・運営費用 (C)

施設管理・運営費用には、指定管理業務に伴う、指定管理者の人件費、光熱水費、警備業務・設備保守点検業務・清掃業務等を外部委託した場合の委託費、修繕費、保険料、公課公租、一般管理費その他全ての経費が含まれます。

なお、適正な管理の確保において、指定管理業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできないこととします。ただし、業務の一部について専門的な資格、技能をもつ第三者に委託、または請け負わせる場合は、この限りではありません。

また、指定管理業務の一部を第三者に委託、または請け負わせる場合は、すべて指定管理者の費用と責任において行うものとします。この場合、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び追加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び追加費用とみなし、指定管理者がこれを負担することとします。

指定管理者が自らの提案により実施する物販・広告等の事業のために市へ納入する行政財産目的外使用料はここに含まれます。

## 2 基準価格（指定管理料の上限額）

市が指定期間中に指定管理者に支払う指定管理料の基準価格（上限額）は、次のとおりとします。

なお、この額には、消費税等（平成 31 年 9 月 30 日までは税率 8%、平成 31 年 10 月 1 日以降は税率 10%）が含まれていますので、指定期間中の消費税等を加えて提案してください。

※ 基準価格（指定管理料の上限額）	=	18,788,000 円
〈各年度の内訳〉		
平成 31 年度		6,628,000 円
平成 32 年度		6,266,000 円
平成 33 年度		5,894,000 円

## 3 指定管理料の支払い

(1) 指定管理料については、指定管理者が提案した額とし、支払時期、支払方法等は別途協定書で定めることとします。

(2) 指定管理料の支払いは、指定管理者の請求に基づき年度毎に分割して支払います。

(3) 指定管理料のうち、市に帰属する施設、設備及び備品の修理・修繕費（以下「修繕費」という。）については概算払いとします。事業年度終了後に精算を行い、余剰金が生じた場合には市に返還するものとします。指定管理料に含まれている修繕費は、年間 300,000 円です。

市に帰属する施設、設備及び備品の修理・修繕については、1 件 50,000 円以下の軽微なものは修繕費のなかで負担していただきますが、1 件 50,000 円を超えるものについては事前に市と協議し、指定管理者に修繕費のなかで負担して修理・修繕していただくか、市が修理・修繕するか決定するものとします。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由にあるものについては、リスク分担表のとおり、指定管理者の負担（修繕費の枠外）とします。また、年間 300,000 円を超えた修繕費の指定管理者負担を拒むものではありません。

(4) 指定管理者が指定管理料及び利用料金収入により購入した備品については市の所有となります。

## 4 管理口座

指定管理業務に関する事業経費（指定管理料、利用料金等の収入も含む。）は、原則、申請者自体の口座とは別にし、あさひ荘の施設管理・運営専用口座で管理してください。ただし、運営上、申請者の既設口座を使用する必要がある場合は、別途協議するものとします。

## 5 収益等の帰属

- (1) 指定管理業務に伴う収益又は損失は、指定管理者に帰属するものとします。
- (2) 社会情勢の変動（大規模な外的要因に伴う需要変動）等、不可抗力による特別な事情があるときは、前項の規定に関わらず双方協議の上、収益等の帰属を定めることとします。

## 第6 モニタリングに関する事項

市は、あさひ荘の管理・運営が協定書に従い、適正かつ確実にサービスが提供されているかどうか等を確認します（以下「モニタリング」という。）。

指定管理者は、指定管理者の負担により、施設の適正な管理と利用者サービスの向上を目的とした利用者アンケートを年1回以上実施してください。

その他、指定管理者が行うモニタリングに関する費用は指定管理者の負担とします。

## 第7 リスク・責任分担に関する事項

指定管理者は、本業務の実施主体として責任を負うこととなります。自主事業に関するものはすべて指定管理者の費用と責任において実施することとなります。

市が想定するリスク分担は下表のとおりです。その他規定した事項以外のことが発生した場合など疑義が生じた場合は、双方協議によるものとします。

### 【リスク分担表】

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の変動に伴う経費の増	※1	○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
運営費の拡大	市以外の原因による運営費の増		○
需要の変動	市以外の原因による利用者数の減少等に伴う利用料金収入の減		○
	大規模な外的要因による利用料金収入の減	協議事項	
業務内容の変更	市の指示により新たに発生した業務内容等の変更に伴う経費の増	○	
	指定管理者による業務内容等の変更に伴う経費の増		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）	※2	○
	市の責に帰すべき理由により生じた損害	○	※3
保険加入	天災、火災又は事故などの人為的な現象による施設等の損害に係る保険加入	○	
	指定管理者が行う業務のリスクに係る保険加入		○

項目	内容	負担者	
		市	指 定 管 理 者
周辺施設、住民及び施設利用者への対応	周辺施設との協調、施設の運営に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望等への対応	協議事項	
法令の変更	施設の運営に影響を及ぼすもの	○	
税制度の変更	施設の運営に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者に影響を及ぼすもの		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じたとき、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加費用負担	○	
不可抗力	天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）及びその他指定管理者の責めに帰すことのできない事由に伴う施設等の修復による経費の増	○	
	上記以外の不可抗力による増加費用の負担		協議事項
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの		協議事項
運営リスク	施設等の管理上の瑕疵による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	修繕、保守点検等による臨時休業等に伴う運営リスク		○
書類の誤り	仕様書など、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書など、指定管理者が提案した内容に誤りがあるもの		○
安全性の確保、環境の保全	施設管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急処理を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
指定管理業務の中止・停止	指定管理者の事業放棄、破綻によるもの		○
	指定管理者の管理業務が不適当な場合の指定管理業務の停止又は指定の取消しによるもの		○
原状回復	指定管理者が施設等に変更を加えた場合の指定期間終了後の原状回復		○
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継ぎ費用		○

- ※1 燃料費（チップ代及び重油代）について、著しい価格変動があった場合は、別途協議を行います。
- ※2 指定管理者の責めに帰すべき事由によって市が賠償した場合は、指定管理者に求償するものとします。
- ※3 指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者がリスクを負うものとします。

## 第8 応募資格に関する事項

---

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）での応募とし、個人での応募は受け付けません。また、次の各号に該当する団体等（共同事業体の場合は、全ての構成団体）は応募できません。

なお、仮協定書締結までに、市内に本店、支店、又は営業所等を置いているもの又は置こうとする団体等であることを条件とします。

また、単独で応募した団体等が共同事業体の構成団体になること及び2以上の共同事業体の構成団体となることはできません。共同事業体での応募について、申請から協定締結までの間における代表構成団体及び構成団体の変更は認められません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しているもの
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていないもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの
- (5) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しているもの
- (6) 浜田市税、消費税及び地方消費税、社会保険料（健康保険料及び厚生年金保険料）を滞納しているもの
- (7) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしているもの
- (8) その他市長が欠格と認める事項に該当するもの

## 第9 募集・応募に関する事項

---

### 1 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月30日（火）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く  
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 浜田市 旭支所産業建設課（浜田市旭支所2階）  
〒697-0425 浜田市旭町今市 637 番地

なお、募集要項等は市ホームページ（<http://www.city.hamada.shimane.jp/>）の「入札・産業支援情報（事業者の方へ）>募集情報>事業者募集」のページにも掲載しています。

### 2 現地説明会の開催

現地説明会を希望される団体等は、次のとおり申し込んでください。説明会は原則として申込者毎に行います。なお、募集要項等の資料は配付しませんので、参加される団体はご持参ください。

- (1) 受付期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月22日（月）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く  
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出方法 現地説明会参加申込書（様式第7号）を持参するか、送付する旨を電話連絡の上、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。
- (3) 提出先 浜田市 旭支所産業建設課（浜田市旭支所2階）  
〒697-0425 浜田市旭町今市 637 番地  
TEL 0855-45-1437（直通）  
FAX 0855-45-0135  
メール a-sangyou@city.hamada.lg.jp

### 3 質問書の受付及び回答

申請にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月22日（月）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く  
午前8時30分から午後5時15分までとします。
- (2) 提出方法 申請関係質問書（様式第8号）を持参するか、申請関係質問書を送付する旨を電話連絡のうえ、郵送、FAX又は電子メールで送付してください。
- (3) 提出先 浜田市旭支所産業建設課（浜田市旭支所2階）  
〒697-0425 浜田市旭町今市 637 番地  
TEL 0855-45-1437（直通）  
FAX 0855-45-0135  
メール a-sangyou@city.hamada.lg.jp
- (4) 回答方法 質問者に対して受付から1週間以内に回答するとともに、市ホームページにおいて質問内容及び回答を公表します（団体名等は非公表）。ただし、指定管理業務に関して申請者の創意工夫等を含んだ質問内容の場合は、市ホームページに掲載しないときがあります。

#### 4 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする団体等は、次のとおり書類を提出してください。

##### (1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 浜田市旭温泉あさひ荘管理運営に係る事業計画書（様式第2号）

ウ 浜田市旭温泉あさひ荘の管理運営に係る収支計画書（様式第3号）

エ 宣誓書（様式第4号）

オ 申請者の定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類

カ 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※任意団体の場合は、団体の概要が分かる資料を別途提出してください（様式自由）。

キ 決算書類（前期・前々期）

※株式会社の場合は、会社法に定める計算書類として、貸借対照表・損益計算書・個別注記表・株主資本等変動計算書を提出してください。

ク 事業報告書

※前期の事業概要が分かるものを提出してください（様式自由）。

ケ 浜田市税（※1）、消費税及び地方消費税（※2）、社会保険料（※3）の滞納がないことが証明できるもの（納税証明書、完納証明書など）及び直近の労働保険概算・確定保険料申告書の事業主控え

※1 浜田市内に本店・支店・営業所等を有する場合は必ず完納証明書を提出してください。

※2 管轄税務署で発行した消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（様式「その3の3」）を提出してください（該当がある場合のみ）。

※3 健康保険及び厚生年金保険の両方について、納入先機関（日本年金機構、健康保険組合等）に依頼し、未納がないことを確認されたものを提出してください（該当がある場合のみ）。対象期間は直近2年間とします。

コ 共同事業体で申請する場合は、共同事業体協定書兼委任状（様式第5号）及び共同事業体連絡先一覧表（様式第6号）

※共同事業体にあつては、エからケまでの書類を構成団体毎に提出してください。

##### (2) 提出部数 正本1部、副本（複写可）12部

※1 提出書類は（ア）～（コ）の順に並べ、ホッチキス留めはしないでください。

※2 コピー代実費（日本工業規格A3判までのものは、片面1枚につき10円）を負担される場合は、正本1部、副本1部のみの提出でも可とします。なお、市がコピーを取る場合、副本はすべてモノクロ印刷とします。

##### (3) 提出先 浜田市 旭支所産業建設課（浜田市旭支所2階）

※旭支所産業建設課への持参が難しい場合は、本庁舎2階 行財政改革推進課への持参でも可とします。

##### (4) 提出期限 平成30年10月30日（火）午後5時15分 必着

※1 郵送の場合は、簡易書留とし、上記期限までの必着とします。

※2 F A X又は電子メールでの申請は不可とします。

## 5 注意事項

証明書類は、公募開始日前 3 ヶ月以内に発行されたものに限りませんが、いずれも複写で構いません。

提出書類に一部でも不備がある場合は、申請書類を受理しませんので、内容をよくご確認の上、提出をお願いします。

## 6 申請に関する留意事項

- (1) 1 団体（1 共同事業体）が、複数申請することはできません。また、1 団体が複数の共同事業体に加わることもできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 申請の際に提出された書類の内容の変更、追加は受け付けません。また、当市が受理した書類等は、理由の如何にかかわらず原則として返却しません。
- (4) 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- (5) 申請書類の内容に虚偽があった場合は失格とします。
- (6) 市が提供した公募に関する資料等は、他の目的での使用を禁止します。
- (7) 申請者が申請にあたって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うものとしします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (9) 提出書類については、浜田市情報公開条例（平成 17 年条例第 20 号）に基づき、原則、開示の対象となりますのでご了承ください。ただし、選定外となった申請者の事業計画書（様式第 2 号）及び収支計画書（様式第 3 号）は不開示とします。
- (10) 申請を辞退しようとするときは、必ず辞退届（様式第 9 号）を提出してください。（この辞退届は仮協定締結までの期間における辞退に限るものとしします。）

## 第10 選定・協定締結に関する事項

### 1 選定基準及び選定方法

#### (1) 資格審査と価格審査

申請者から提出される申請関係書類を、施設所管課において確認し、以下のとおり資格審査と価格審査を行います。

##### ア 資格審査

申請者が提出する申請関係書類に基づき資格確認を行います。資格を満たさない場合は失格とします。

##### イ 価格審査

申請価格が基準価格に達していない場合は失格とします。その際、申請者全員の申請価格が基準価格に達していない場合は不調とします。

#### (2) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

##### ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

##### イ 募集要項に記載する事項に違反し、又は著しく逸脱した場合

##### ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

##### エ その他不正行為があった場合

#### (3) 指定管理者候補者の選定方法

(1)の後、市長の諮問を受けた浜田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション）を行い、価格審査結果を含めた評価が高い順に申請者を順位付けし、市長へ答申します。市は答申を踏まえて申請者の中から指定管理者の候補者を選定します。ただし、審査の結果、候補者の選定がない場合もあります。

なお、指定管理者に指定するまでの間に選定された候補者に事故等があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たな候補者を選定することがあります。

選定委員会が行う審査は以下のとおりです。

##### ア 得点の決定方法

各評価項目（要求要件）に対して、各選定委員が以下の考え方で点数を付けます。

##### 【5点満点の項目の場合】

得点の考え方	5点満点
特に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点
未記入・要求要件を満たしていない	0点

※各評価項目の配点は5点の倍数とし、得点については上記に準じる。

イ 評価項目（要求要件）と配点

評価項目（要求要件）		配点
1	価格評価	20点
	◆指定管理料及び収支計画の妥当性	
2	基本項目評価	80点
ア	施設設置の目的を達成するための方策	15点
	◆施設設置の目的を達成するための基本的考え方	
	◆集客目標数、またその目標に対する取り組み	
	◆年間の企画及び事業の計画	
イ	利用者の平等な利用の確保のための方策	5点
	◆平等な利用の確保のための方策	
ウ	施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策	15点
	◆効果的・効率的な管理運営のための方策	
	◆サービスの向上と利用促進のための方策	
	◆地域及び他の温泉施設との連携のための方策	
エ	施設の管理を安定して行うための方策	15点
	◆類似施設の運営実績、その他事業実績等	
	◆組織体制、従業員配置（一部業務を外部委託する場合はその内容含む）	
	◆従業員の研修計画	
	◆現在、施設に従事している従業員の雇用に関する考え方	
	◆個人情報の保護に関する措置	
	◆利用者の苦情トラブルの未然防止と対応の方策	
	◆事業計画の妥当性・実現性	
オ	各種業務の計画	15点
	◆施設及び設備の維持管理計画	
	◆保安警備計画	
	◆管理運営の移行計画	
	◆水質管理等の衛生管理計画	
カ	市民の声を反映するための方策	10点
	◆利用者ニーズの把握とその反映の方策	
	◆情報発信の方策	
キ	安全管理のための方策	5点
	◆業務に関する安全確保の方策	
	◆災害等への対策	
合 計		100点

## 2 面接審査

11月16日（金）に面接審査を予定しています。評価項目について、書類審査に加えて面接審査を行い、評定します。日程、場所等が決まり次第、電子メールで通知しますので、郵送又はFAXを希望される場合は、旭支所産業建設課までご連絡ください。

- (1) 面接には、申請者（共同事業体で申請した場合は代表構成団体）の代表者又は代理人を含む3名以内の出席をお願いします。
- (2) 代表者が欠席する場合は、代理人への委任状（様式第10号）をご持参ください。

## 3 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者全員に書面で通知します。

また、選定した指定管理者の候補者については、市ホームページで公表します。

## 4 仮協定の締結

市が選定した指定管理者の候補者と協議を行い、平成30年11月下旬を目途に仮協定を締結します。

## 5 指定管理者の指定

平成30年12月議会の議決を経て、仮協定を締結した候補者を指定管理者として指定し、その旨を書面で通知します。

なお、仮協定書は、指定管理者の指定に伴い、そのまま本協定書として取り扱います。

## 6 指定の取り消し

仮協定を締結した指定管理者が本協定の締結までに次の事項に該当するときは、その決定を取り消し、本協定を締結しないことがあります。

- (1) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実ではないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められたとき。

## 7 業務の引継ぎ

指定管理者の指定後、指定期間開始までの間は（必要に応じて指定期間開始後においても）、市及び現指定管理者との業務引継ぎを受けることになります。

## 8 その他

- (1) 選定委員会委員及び市関係職員に対し、本件公募について不正行為等の事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- (2) 浜田市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合、候補者が本件に関して支出した費用等については、一切補償しません。
- (3) 指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、もしくは期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

## 第 1 1 指定までのスケジュール

---

平成 30 年 10 月 1 日 (月) ~10 月 30 日 (火)	募集要項配布期間
平成 30 年 10 月 22 日 (月)	現地説明会参加申込書提出期限
平成 30 年 10 月 22 日 (月)	申請関係質問書提出期限
平成 30 年 10 月 30 日 (火)	申請関係書類提出期限
平成 30 年 11 月 16 日 (金) (予定)	指定管理者選定委員会による面接審査
平成 30 年 11 月中旬	指定管理者の候補者選定結果通知
平成 30 年 11 月下旬~	指定管理者の候補者との協議
平成 30 年 11 月下旬	指定管理者の候補者と仮協定の締結
平成 30 年 12 月中旬	浜田市議会による指定議決
平成 30 年 12 月下旬	指定通知
指定日~平成 31 年 3 月	業務引継
平成 31 年 4 月 1 日	管理運営開始

## 第 1 2 添付資料

---

- 1 浜田市旭温泉あさひ荘指定管理業務仕様書
- 2 浜田市旭温泉あさひ荘指定管理者指定申請様式集
- 3 浜田市旭温泉あさひ荘条例及び同条例施行規則

※添付資料及び各様式については、浜田市ホームページの指定管理者のサイトからダウンロードできます。募集要項及び添付資料について、修正等があった場合は、正誤表を浜田市ホームページに掲載いたします。申請関係書類提出期限直前まで正誤表を掲載する可能性がありますので、ご留意願います。

## 第 1 3 問い合わせ先

---

浜田市 旭支所産業建設課 (浜田市旭支所 2 階) 担当: 坂根、兒島  
〒697-0425 浜田市旭町今市 637 番地  
T E L 0855-45-1437 (直通)  
F A X 0855-45-0135  
メール a-sangyou@city.hamada.lg.jp

### 浜田市旭温泉あさひ荘 位置図



浜田市旭温泉あさひ荘写真

【外観写真】

(1) 本館

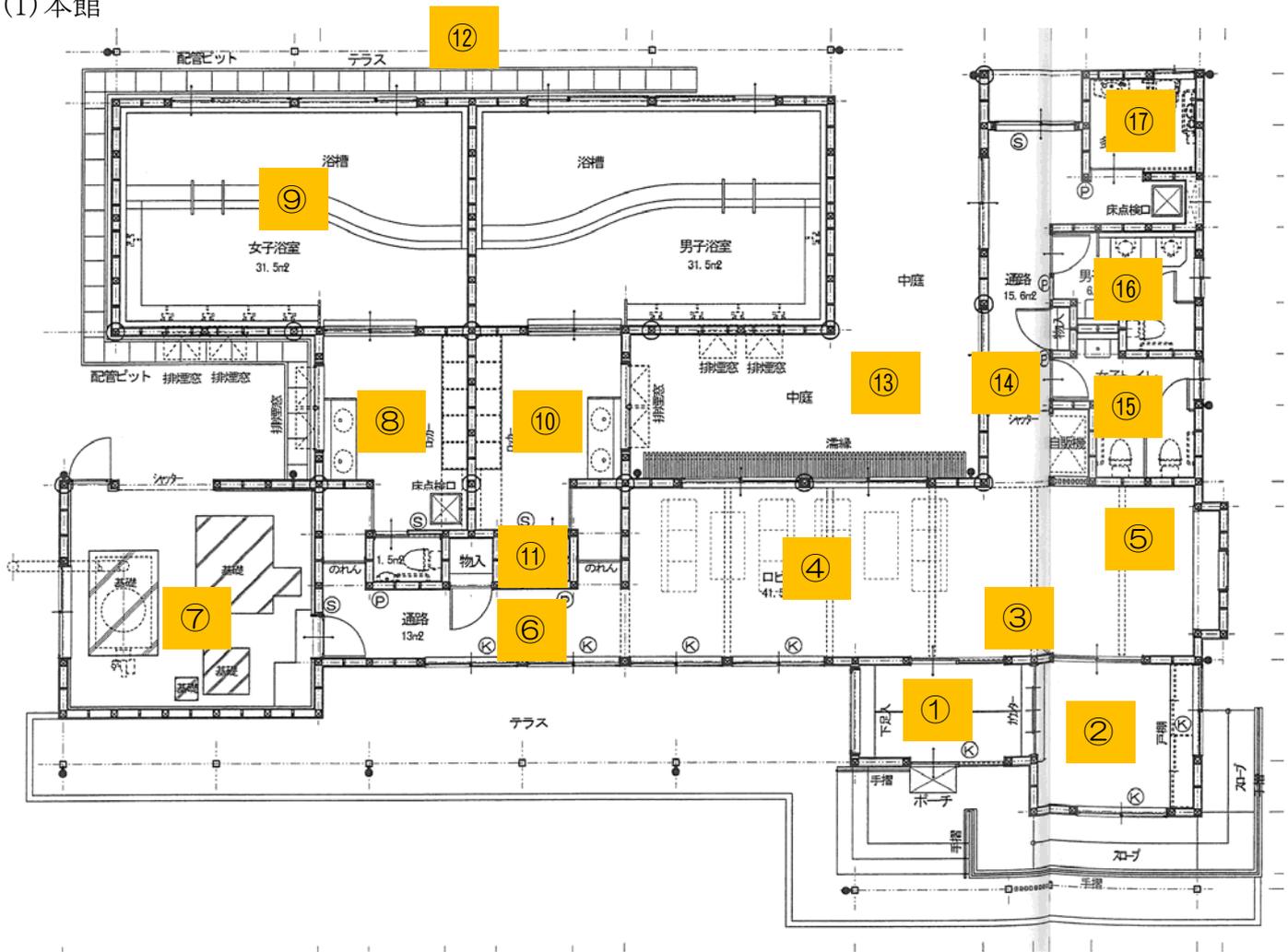


(2) 休憩棟



【内観写真】

(1) 本館



① 玄関ホール



②-1 事務室



②-2 事務室



③ロビー (レジカウンター)



④ロビー (休憩所)



⑤ロビー (自動販売機スペース)



⑥廊下 (浴室側)



⑦機械室 (重油ボイラー)



⑧-1 女子脱衣室



⑧-2 女子脱衣室



⑨女子浴室



⑩-1 男子脱衣室



⑩-2 男子脱衣室



⑪男子脱衣室トイレ



⑫中庭（浴室側）



⑬中庭（ロビー側）



⑭廊下（休憩棟側）



⑮女子トイレ



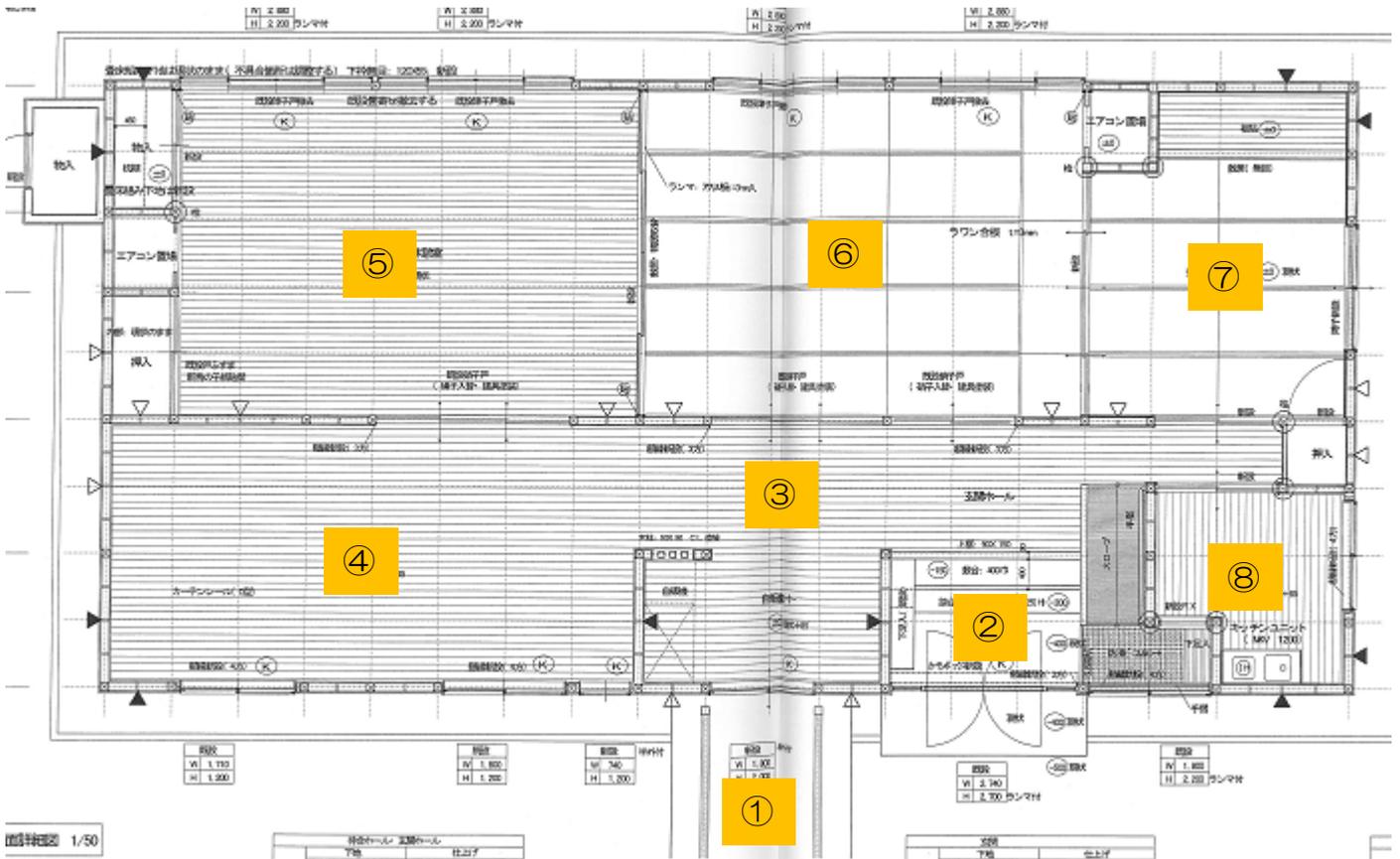
⑯男子トイレ



⑰多目的トイレ



(2) 休憩棟



① 渡り廊下



② 玄関



③廊下



④ホール



⑤休憩室 (洋室 17.5 畳)



⑥休憩室 (和室 17.5 畳)



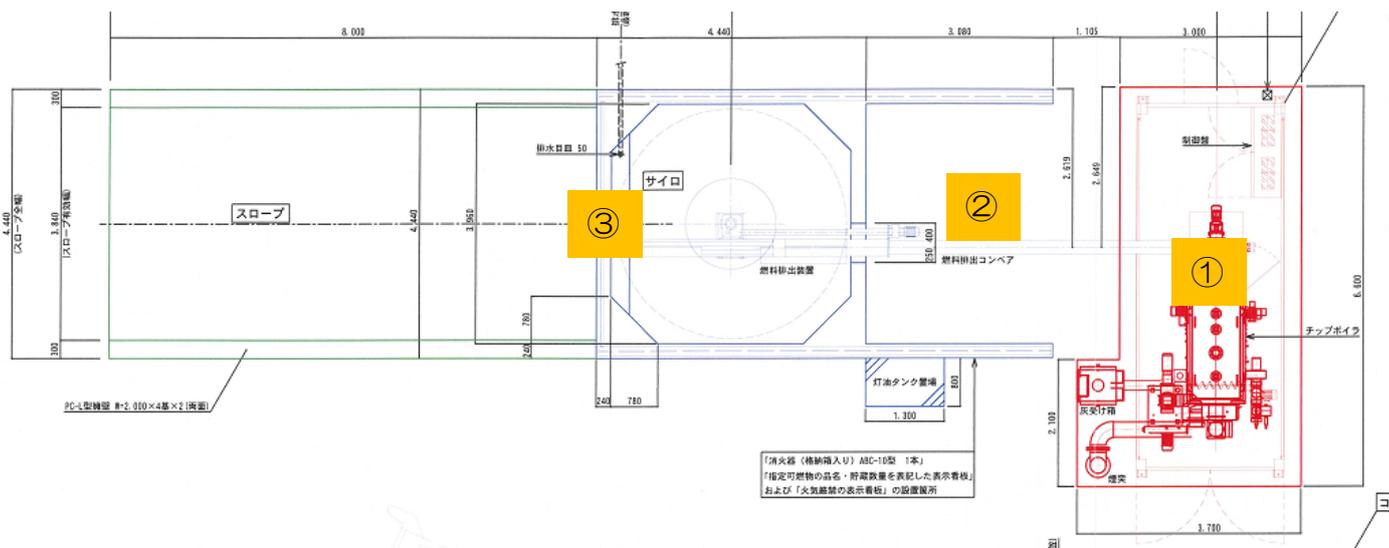
⑦休憩室 (和室 8 畳)



⑧倉庫



### (3) チップボイラ及びサイロ・スロープ



①チップボイラ (機械室)



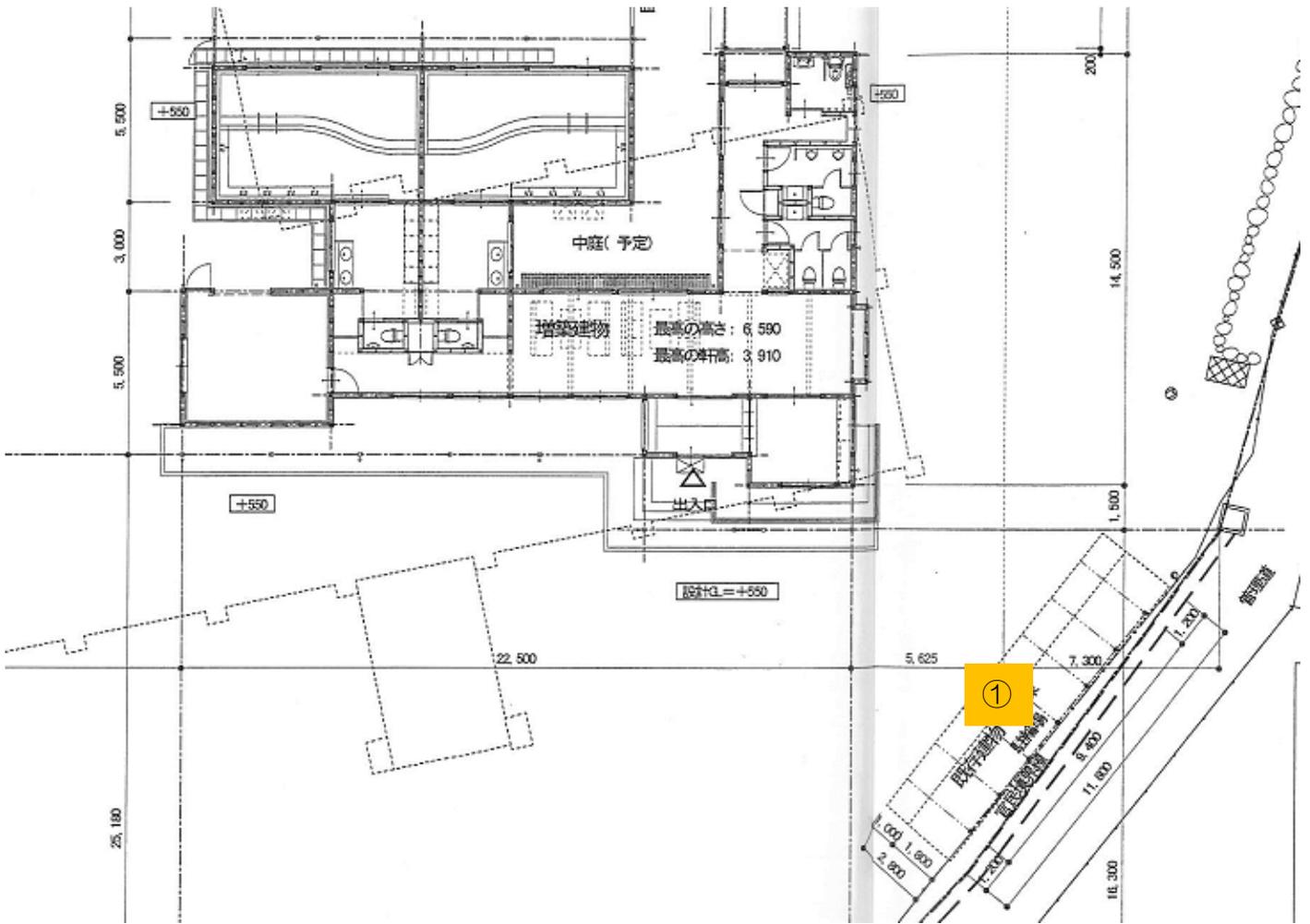
②燃料排出コンベア



③サイロ・スロープ



(4) 駐輪場



① 駐輪場



## 浜田市旭温泉あさひ荘 収支概要

施設運営収入(B)

(単位：千円)

項目		H31	H32	H33	備考
収入項目	指定管理料(A)	6,628	6,266	5,894	
	利用料金	7,644	8,105	8,491	大人@400円、小人@200円
	物販収入	202	204	204	アメニティ等販売収入
	雑収入	242	244	244	自動販売機収入等
	収入合計	14,716	14,819	14,833	

施設管理・運営費用(C)

(単位：千円)

項目		H31	H32	H33	備考	
支出項目	人件費	給料・賃金	6,202	6,202	6,202	
		共済費	968	968	968	
		福利厚生費	20	20	20	
		小計	7,190	7,190	7,190	
	物件費	物販仕入れ	152	153	153	
		消耗品費	758	765	765	
		印刷製本費	101	102	102	リーフレット増刷
		光熱水費	2,296	2,347	2,361	
		燃料費	645	652	652	重油等
		燃料費(木質)	939	949	949	木質チップ
		通信運搬費	71	71	71	
		手数料	246	249	249	
		保険料	51	51	51	損害保険料(1事故10万円まで)
		租税公課	253	255	255	温泉維持費、旭温泉旅館組合費
		修繕費	303	306	306	
		委託費	1,100	1,112	1,112	
		使用料	212	214	214	
		借上料	399	403	403	電磁気装置(アリオレス)、AED
		小計	7,526	7,629	7,643	
	支出合計	14,716	14,819	14,833		